

# 仕 様 書

- 1 役務件名 炉筒煙管ボイラー洗缶役務
- 2 役務場所 群馬県北群馬郡榛東村新井 1 0 1 7 - 2 陸上自衛隊相馬原駐屯地
- 3 役務概要 炉筒煙管ボイラー洗缶作業 1 式
- 4 一般事項
  - (1) 本役務は本仕様書による他、下記仕様書及び関係諸規則によるものとする。  
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(最新版)」
  - (2) 本特記仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。
  - (3) 現場の収まり等により軽微な変更の必要性が生じた時は、監督官と調整しその指示に従うものとする。ただし、請負金額、工期等の変更は行わないものとする。
  - (4) 役務実施に関して、隊員及び部外者等に傷害等を与えた場合、または施設等に損害を与えた場合は請負者の責任において復旧及び補償するものとする。
  - (5) 使用材料は、仮設材を除き全て新品とし、監督職員の検査を受け合格したものを使用するものとする。
  - (6) 役務現場及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。
  - (7) 役務写真は、役務着工前、完成及び施工後隠蔽となる箇所、また、主要な役務段階の役務状況、使用材料、その他監督官の指示するものをサービス版サイズで整理し、1部を提出するものとする。
  - (8) 本役務に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出するものとする。
  - (9) 役務完了後は、役務現場の後片付け及び清掃を行うものとする。
- 5 特記事項
  - (1) 本役務で、作業を実施するボイラーは以下のとおりとする。  
炉筒煙管ボイラー RE50FⅡ 1式
  - (2) 本役務の作業内容については以下のとおりとする。
    - ア 洗缶作業  
水室及び炉筒内部
    - イ 安全弁分解整備
  - (3) 性能検査実施後、ボイラーの復旧を行うものとする。  
性能検査実施日：令和6年7月23日（火）
  - (4) 作業については、令和6年7月22日（月）までに完了させるものとし、細部は監督官との調整による。
  - (5) 令和5年7月31日（水）までに書類を提出し、それをもって検査完了とする。

件 名	炉筒煙管ボイラー洗缶役務	図面番号	1 / 2
種 別	仕様書	縮 尺	—
作成部隊	陸上自衛隊 相馬原駐屯地業務隊管理科		

仕様書番号：第 20 号  
作成年月日：令和6年4月5日

# 炉筒煙管ボイラー洗缶役務

相馬原駐屯地業務隊